

## 第1回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日 時

平成15年12月4日（木）午前9時45分から同11時45分まで

### 2 場 所

福井家庭裁判所第1会議室

### 3 出席者

（委員）

伊東三枝子委員，笠島美雪委員，川上婦志子委員，河原はつ子委員，畔柳章裕委員，佐藤辰弥委員，真田一郎委員，豊嶋美代子委員，松永眞明委員，三宅俊一郎委員，山田文雄委員，吉岡幸一委員

（事務担当者）

小川事務局長，関首席書記官，青山事務局次長，林総務課長

### 4 議事

#### 【第1部】

#### (1) 開会

#### (2) 所長あいさつ

#### (3) 委員の紹介

#### (4) 委員会の運営等に関する協議

##### ア 委員長を選任

三宅委員（福井家庭裁判所長）が選任された。

##### イ 委員長代理の指名

松永委員（福井家庭裁判所判事）が指名された。

##### ウ 部会の設置について

部会は，設置しない。

##### エ 委員会の招集及び議事の方法等

委員会は，委員長が招集する。

委員会は，原則年2回開催する。

##### オ 議事の公開について

報道機関に対する委員会の議事の公開は，委員会の冒頭，委員長あいさつまでとする。

発言者の氏名を伏せた議事概要を事務局で作成し、これを裁判所のホームページで公開する。

## 【第2部】

### (1) 委員長あいさつ

### (2) 意見交換

(●：委員，○：委員長，□：事務担当者)

- 家庭裁判所に限らず，裁判所は気軽に相談できる施設とはいえない。裁判所に総合案内窓口を設けることを検討できないか。相談には，消費者センター，弁護士会，警察などの相談を先に受けた方がよい事案もあるし，逆に，裁判所で相談を受けた上で警察などを案内した方がよい事案もある。関係機関のパンフレットを備え置き，総合案内窓口で申出内容を聞いて交通整理を行ってはどうか。
- 福井地家裁の建物は，構造上，1階が2階と間違えやすい高さとなっており，案内表示はあるものの，どの部屋に相談に行けばよいかわからない人を見受ける。「このような事件で来た方はここに行ってください」といった分かりやすい案内表示や総合窓口などを検討し，改善すべきではないか。
- 裁判所の案内表示は，行く部屋等がわかっている人にしかわからない。また，正面玄関以外から入ってきた人にまで守衛は気づかない。だから，迷ってしまう。最低限，わからない人は守衛に聞いてくださいという表示があってもよいのではないか。部屋の表示はあるが，その部屋が何をしている部屋かよくわからない。
- 行政機関でも，病院でも，ある程度の知識がある人が入り口の案内に配置されている。
- 裁判所に入ってきたときに，こういう所に行けばよいという表示がないと，敷居が高く感じることになる。家庭裁判所がどういう所なのかわかるようにはっきりと表示するのがよい。
- 家事相談が遮蔽物のないカウンターで行われている。せめて，衝立くらいは必要ではないのか。
- 福井家庭裁判所は，遮蔽された家事相談室を2室設けている。手続的なことや一般的なことはカウンターで話すことが多いが，込み入った相談や希望

があるときは相談室を利用するようにしている。

- 裁判所としては、御指摘の意見を踏まえて、相談者のプライバシーについては、一層の配慮をしたい。

(この委員会終了後、希望する委員は相談室を見学した。)

- 仕事や子供の迎え等の関係から時間がない人もいると思うので、調停の申立てや追加書類の提出などは、午後6時くらいまでできるように配慮できないか。
- 総合的に検討すべき問題も含まれているので、次回までに可能なことは裁判所において検討や工夫をお願いし、次回もこれらの問題について議論したい。
- 裁判所は、弁護士会が実施する相談の日時を把握しているのか。
- 窓口に弁護士会のパンフレット(写し)を備え付けて、事案に応じて弁護士会に相談した方がよい旨アドバイスしている。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関するパンフレットも備え、DVに関する相談機関を訪れていない人には、その相談機関を教示している。
- 弁護士会の相談でも予約が必要なものもある。弁護士会の相談以外に、高齢者相談、女性相談、社会福祉協議会の相談、各市町村の相談等がある。事前に、いつ、どこで、どのような相談が実施されているかわかれば、当日のうちに相談が可能となるケースもある。弁護士会では、定期的に、いつ、どこで相談を実施しているのかをまとめたものを作成しているので、裁判所に提出する。
- 一般的な生活相談や困り事相談は、他の窓口で対応してもらうことになる。裁判所の相談は、家庭内の争い事に関して、解決するために裁判所の手続を利用できるか、利用できる手続にどのようなものがあるか、利用できるのであれば申立てはどちらがよいのかという手続相談が基本となる。
- 福井調停協会でも、年2回、調停相談を実施している。困り事相談、手続相談、法律相談がごちゃ混ぜになっている。どういう手続を執ったらよいかの指針を教示している。相談に来る人は、裁判所は敷居が高いので、調停協会の相談にきたと言う。
- 福井調停協会の調停相談では、地裁、簡裁、家裁に振り分け、その場で申

立可能な状態にしているし、例えば家事調停であれば戸籍謄本が必要である等の教示もしている。また、弁護士調停委員2名にも相談員として出てもらっており、法律相談にも対応できるようにしている。

- 市役所等の相談が適切なのか疑問を感じたこともある。市の相談員の相談を聞いていたら、裁判所に相談に行ってくださいと言っていた。窓口ごとの連携も大事である。利用者にはどこに行ったらよいのか身近な情報が必要である。高齢者は、ホームページは見ない。市町村役場に行けばわかるような形が好ましい。これらの機関との連携を考えてはどうか。
- 行政機関の窓口、弁護士会の窓口、裁判所の窓口の連携の在り方について議論を深めるべきである。
- 行政機関の相談担当者が裁判所に見学に来られて、参考になったと言って帰られたことがある。
- 裁判所の敷居を高く感じるのが普通である。初めて相談をしようとするとき、裁判所に行こうとは思わないだろう。市町村や誰かに裁判所に行ったらと言われるところから始まる。素人が困ったときに一番話しやすい場所、市町村や郵便局などに案内を出すことによって、裁判所が行きにくいということが緩和されるのではないか。
- 行政機関の行う困り事相談と一線を画すことが必要である。
- 弁護士会、司法書士会、消費者センターなどで相談をすることができるので、どのような内容のとき、どこへ相談に行ったらよいかをわかるものを示すのがよい。
- 裁判所は、紛争解決のための司法機関としての制約がある。行政は入り口部分で幅広く受け止め、こういう相談は裁判所に行けばよいとアドバイスできる。裁判所は、裁判所の手続を利用して紛争を解決したい方がくることになる。自分が何をどうしてよいかわからず混沌としている人は、行政機関等で相談して大きな選別を受けた上で裁判所にくるのが自然なケースである。
- 少年相談の現状についてお聞きしたい。
- 少年の問題も関係機関との連携は重要な問題である。少年事件についても、取り上げてもらいたい。

### (3) 次回開催期日と意見交換のテーマ等

平成16年5月ころ

引き続き、受付・窓口相談の在り方、他の相談機関との情報交換や連携について意見交換する。

なお、時間があれば、少年事件を話題として、次々回の意見交換のテーマとして取り上げることを検討する。